# 「街区基準点」申請フロー

**手続きする基準点の種類は？**

- 1等～4等 三角点
  -
  - 1等～4等三角点
  - 国土地理院管轄のため、使用承認等相談は「国土地理院」へ
- 街区基準点（三角点・多角点）
  -
  - 街区基準点（三角点）
  -
  - 街区基準点（多角点）
  -
  - 街区基準点（補助点・節点）
  - 上田市役所　管理課　地籍調査係
- 国土調査基準点（三角点・多角点）
  - 当該地域が上田・丸子・真田・武石のいずれかを確認し、各々で対応
  -
  - 国土調査基準点
  -
  - 国土調査基準点
  - （上田）（丸子）管理課　地籍調査係
  - （真田）地域自治センター建設課
  - （武石）地域自治センター建設課

## 申請内容

- 個人や業者等が、基準点を使用したいとき（測量図の作成等）
- 長野県土地家屋調査士会が、基準点の使用について包括承認を受けたいとき
- 個人や業者等が、基準点付近で、精度に影響を与える可能性のある工事を施工するとき
- 個人や業者等が行う工事により、基準点が支障となり、一時撤去または移転等の必要があるとき **（承認）**
- 行政機関等が行う工事により、基準点が支障となり、一時撤去または移転等の必要があるとき **（協議）**
- （行政機関を含む）土地所有者の都合で、基準点の一時撤去または移転等の必要があるとき

## 申請者が提出する書類

- 「公共基準点使用承認申請書」 様式第1号 （第4条）
- 「公共基準点使用に係る包括承認申請書」 様式第2号 （第4条）
- 「公共基準点付近での工事施工届出書」 様式第7号 （第5条）
  - 申請側の工事で異常
    - 「公共基準点付近での工事しゅん工報告書」 様式第8号 （第5条）
  - 申請側の工事で異常
    - 「公共基準点復旧承認申請書」 様式第9号 （第5条）
- 「公共基準点（一時撤去・移転）承認・協議申請書」 様式第11号 （第6条）
- 「公共基準点（一時撤去・移転）請求書」 様式第13号 （第6条）

## 承認書類

- 市が送付する書類
  - 「公共基準点使用承認書」**（使用条件別紙添付あり）** 様式第3号 （第4条）
- 市が送付する書類
  - 「公共基準点使用包括承認書」**（使用条件別紙添付あり）** 様式第4号 （第4条）
- 市が送付する書類
  - 「公共基準点復旧承認書」 様式第10号 （第5条）
- 市が送付する書類
  - 「公共基準点（一時撤去・移転）承認・回答書」 様式第12号 （第6条）

## 申請者が提出する書類

- 個人や業者等が、基準点の使用結果を報告するとき（「様式1号・同3号」に係る測量作業を実施した後で）
  - 「公共基準点使用報告書」 様式第5号 （第4条）
- 長野県土地家屋調査士会が、基準点の使用結果を一括で報告するとき（「様式2号・同4号」に係る測量作業を実施した後
  - 「公共基準点使用（包括）報告書」**（別紙添付あり）** 様式第6号 （第4条）
- 申請側の設置工事が終了したとき
  - 「公共基準点設置工事しゅん工報告書」 様式第14号 （第9条）